

第5章 田布施町成年後見制度 利用促進基本計画

1 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく市町村計画として位置づけます。

2 成年後見制度について

認知症や知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

法定後見制度	法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所により、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が利用できます。
任意後見制度	任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。 任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。 本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、本人やその配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。

3 計画の基本理念

つながり、支え合い、誰もが笑顔で元気に暮らすまち
田布施

第3次田布施町地域福祉計画の基本理念を本計画の基本理念とし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護支援等により、住民の権利が守られるまちを目指します。

4 権利擁護の状況

- 家庭裁判所の集計による成年後見制度の本町の利用者数は62人、人口の0.4%となっています。

図表 家庭裁判所における成年後見制度利用者数

単位：人

成年後見						人口 (R6.6.30)	対人口 (%)
法定後見				任意後見	合計		
後見	保佐	補助	合計				
60	1	1	62	0	62	14,175	0.4

※審判開始時に田布施町に住所を有する人数（令和6年6月27日現在の数値） 資料：家庭裁判所調べ

- 高齢者に関する町長申立ては令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までありません。
- 障がい者に関する町長申立ては令和元（2019）年度から令和5（2023）年度まで6件となっています。

図表 町長申立て件数の推移

単位：件

		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
申立件数	高齢者	0	0	0	0	0
	障がい者	3	1	0	1	1

資料：町民福祉課及び健康保険課調べ

- 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の支援回数は、増加しています。

図表 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用状況の推移

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
契約者数（3月末） （人）	14	13	17	18	20
新規契約者数（人）	4	3	5	1	2
契約終了者数（人）	1	4	1	0	0
延支援回数（回）	316	354	309	351	428

資料：町社会福祉協議会調べ

- 成年後見制度利用支援事業は、障がい者において令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけて4件の利用がありました。

図表 成年後見制度利用支援事業利用件数の推移

単位：件

		令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
利用 件数	高齢者	0	0	0	0	0
	障がい者	3	1	0	0	0

資料：町民福祉課及び健康保険課調べ

- 成年後見制度利用にかかる報酬助成は、令和6（2024）年12月末時点において利用実績がありません。

5 計画の取組

権利擁護、成年後見制度の周知・啓発の推進	保健・医療・福祉・介護・金融機関等、幅広い関係者に意思決定支援の考え方や権利擁護、成年後見制度について、継続的な周知・普及啓発を行います。また、住民を対象とした講演会や地域サロン等において、権利擁護支援や成年後見制度が必要な人が早期から相談が行えるよう、制度や相談窓口の周知を図ります。
相談機能・成年後見人等支援の推進	地域包括支援センターや各種専門職団体等と連携し、権利擁護が必要な人を成年後見制度の利用やその他の必要な支援につなげる等、包括的な支援体制の機能強化を図ります。 また、成年後見制度の利用を開始した後においても成年後見人等からの相談に応じ、活動を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な状況であり、身寄りがない等の理由によって申立てを行うことが困難な場合等、特に必要がある場合に成年後見制度の町長申立てを行います。 また、成年後見制度の利用を支援するため、一定の要件のもとで、家庭裁判所への申立て費用や後見人等に支払う報酬について助成を行います。
地域連携ネットワークの構築	権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応のできる体制の整備、意思決定支援の身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援が行えるよう、地域連携ネットワークを構築するとともに、地域の権利擁護支援の機能を果たすよう、相談機能、広報機能を中心に取組を推進します。
中核機関の整備	地域連携ネットワークの中核となる機関であり、地域連携ネットワークが地域の権利擁護の機能を果たすように主導する中核機関を整備します。今後、中核機関を中心に町社会福祉協議会や関係機関等と協議し、連携した支援体制を構築します。